

(様式 6)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（不利益処分関係）

			資料番号	21	担当課	薬務衛生課
法令名	麻薬及び向精神薬取締法	根拠条項	59の4	不利益処分の種類	麻薬中毒措置入院者等の費用徴収	
<p>○麻薬及び向精神薬取締法 (昭和二十八年三月十七日) (法律第十四号)</p> <p>(費用の徴収) 第五十九条の四 都道府県知事は、措置入院者、その配偶者又は民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条第一項に定める扶養義務者から、その負担能力に応じ、第五十九条第三号の費用の全部又は一部を徴収することができる。</p> <p>○麻薬及び向精神薬取締法施行細則 (昭和四十年一月八日) (規則第二号)</p> <p>(費用の徴収) 第十四条 知事は、法第五十九条の四の規定により入院に要する費用として別表の基準によつて認定した額を措置入院者、その配偶者又は当該措置入院者と生計を一にする民法第八百七十七条第一項に定める扶養義務者（以下「負担義務者」という。）から徴収する。</p>						

(様式 6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（不利益処分関係）

		資料番号		担当課	薬務衛生課
法令名	毒物及び劇物取締法	根拠条項	50-40	不利益処分の種類	向精神薬卸売業者等に対する改善命令
別表（第14条関係） 費用徴収基準					
所得税額の合算額			徴収月額		
1,500,000円以下			0円		
1,500,001円以上			2万円。ただし、措置入院に要した医療費の額から他の法律により給付を受けることができる額（法第58条の17第2項において準用する精神保護及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第30条の2に規定する他の法律による給付の額をいう。）を控除して得た額が2万円に満たない場合は、その額		
注1 この表において「所得税額の合算額」とは、負担義務者の前年分の所得税額（1月分から5月分までの費用徴収額を認定する場合にあつては、前前年分の所得税額）を合算した額をいう。					
2 月の途中で措置入院を開始し、又は終了する場合におけるその月の費用徴収額の認定に係るこの表の規定の適用については、同表徴収月額の欄中「2万円」とあるのは、「2万円をその月の実日数で除して得た額に措置入院の期間の日数を乗じて得た額（円未満切捨て）」とする。					
3 当該措置入院者又はその属する世帯員が生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている場合には、所管の地方局長（市の区域にあつては、市福祉事務所長）の証明により、当該措置入院者の徴収月額は、零円とする。					
4 災害等により所得が著しく減少し、又は支出が著しく増加した場合には、徴収月額は、この表の規定による額の全部又は一部を減じた額とする。					

(様式 6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定